



1 活動における安全管理と保険加入、事故発生時の報告の徹底について

本県においては、令和7年度に12件の事故が発生しています。

令和8年度においてもすでに1件事故が発生しています。

これまでも安全面に配慮して活動されていることと存じますが、あらためて安全管理と傷害保険加入、事故発生時の報告の徹底をお願いします。

1 事故発生状況 令和7年度

	発生日時	被災者 年齢・性別	事故の概要	保険の加入
1	R7.6.14 7:00頃	74歳男性	草刈作業中に、刃に絡まった草を取ろうとしたところ、回転する刃に接触し、左手人差し指の第一関節付近を4cm裂傷した。	有
2	R7.7.6 6:30頃	66歳男性	草刈作業中に草刈機が蜂の巣にあたり、飛び出した蜂に右手甲を刺された。	有
3	R7.7.19 6:30頃	57歳男性	草刈作業中に右腕を蜂に刺された。	有
4	R7.7.19 13:50頃	70歳男性 (非構成員)	草刈作業の合間に座って休憩していたところ、そのまま前のめりに倒れ込んだ。 病院に搬送されたが、死亡が確認された。	無
5	R7.7.20 9:30~ 11:00	53歳男性	草刈作業中に左手の甲を蜂に刺された。	有
		61歳男性	草刈作業中に首の後ろをアブに刺された。	
		70歳男性	草刈作業中に左手の甲を蜂に刺された。	
6	R7.8.3 8:00頃	82歳男性	草刈作業開始前に、付近の木に折れて垂れ下がっている枝を除去しようとしたところ、蜂が一斉に飛び出し、そのうち一匹に右頬を刺された。	有
7	R7.8.3 9:20頃	69歳男性	草刈作業中に左肘付近を蜂に刺された。	有
8	R7.8.29 6:00頃	46歳男性	草刈作業中に左太ももを蜂に刺された。	有
9	R7.8.31 9:30頃	67歳男性	水路法面の草刈作業中に滑って転倒し、足首を負傷した。	有
10	R7.9.14 10:00頃	49歳男性	草刈作業中に6か所（腕2か所、背中1か所、太もも1か所、尻2か所）を蜂に刺された。	有

11	R7.10.19 7:50頃	61歳男性	作業開始前に、集合場所に向かう途中で親子連れの熊2頭に遭遇し、左脚のふくらはぎを噛まれた。	有
12	R8.2.11 11:30頃	75歳男性	午前中の刈払作業を終了する直前に、水路沿いを歩いている際に転倒し、足元付近にあったブロックの残骸に額をぶつけて、額（左眉上部）を裂傷した。	有

令和8年度

	発生日時	被災者 年齢・性別	事故の概要	保険の加入
1	R8.5.4 11:00頃	59歳男性	草刈作業中に、隣接する山側斜面に折れて垂れ下がっている木（ツタ類）を除去しようとしたところ、キックバックが発生し、後方で作業中の男性の左腕に接触し出血した。	有

事故が発生した場合は、速やかに市町村へ報告願います！！

2 事故防止に向けて

- ① 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行い、危険な箇所（段差、狭小地、急流の水路、危険物、危険な動物の生息等）のチェックを行い、危険物の除去や危険個所を現場にわかりやすく表示すること。活動当日は、事前にチェックした危険個所等の情報を参加者全員に周知し、注意喚起を行うこと。
- ② 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、作業は2名以上で行うよう適切な作業分担・配置とし、無理のない作業計画を立てること。
- ③ 現地の点検や作業時においては、安全防具（ヘルメットや防護メガネ、手袋、救命胴衣等）の装着や衣類の適正着用による防護の徹底を図ること。
- ④ 鈴やラジオ、熊スプレー等の熊対策を行うこと。また黒い服装を避ける、においの強い香水を使用しない等の一般的なハチ対策を行うこと。夏場の作業時は殺虫剤を携帯すること。
- ⑤ 日中の気温が高い時間帯をさけて作業を行うこと。作業前、作業中に水分補給と休憩をこまめにとること。
- ⑥ 万が一の事故に備え、事故発生時の連絡体制を参加者に周知するとともに、活動を行う前に必ず傷害保険に加入すること。
- ⑦ ツキノワグマの令和8年1月から3月までの出沒件数は197件と、過去5年間の同期間の平均（33件）と比較して約6倍となっています。また、2月以降、毎月人身被害が発生しています。

このことから、県では4月22日に、「ツキノワグマの出沒に関する注意報」（3月24日発表）を「ツキノワグマの出沒に関する警報」に切り替え、警戒を強めています。

山林に限らず、人里に近いところでの目撃情報も増え、人身被害が発生していることから、予期せずにクマと遭遇し、被害に遭う危険性が常にあることに留意してください。

「ツキノワグマの出沒に関する警報」について（岩手県ホームページ）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/shizen/yasei/1049881/1043255.html>

2 令和8年度に活動終期を迎える活動組織の方々へ

1 地域資源保全管理構想の策定について

農地維持支払交付金の交付を受けて活動を実施している活動組織は、地域資源保全管理構想を策定し、市町村長に提出する必要があります。

令和8年度に活動終期を迎える活動組織の場合、地域資源保全管理構想の提出期限は、令和9年3月となっていますが、余裕を持った策定・提出を心がけましょう。

地域資源保全管理構想が策定されなかった場合、事業計画の認定年度に遡って交付金を返還することとなりますので、留意してください。

地域資源保全管理構想の様式は別紙1を参照ください。記載例については岩手県多面的機能支払推進協議会ホームページでも紹介しております。

- ホームページのアドレス：<https://www.iwatochi.com/otamagaeru-jp-vr2/>各種様式データ/事業計画申請・実施状況報告-様式類/

※ 作成に当たって不明な点がある場合は、市町村に相談のうえ作成をお願いします。また、地域資源保全管理構想について、市町村が作成する「農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画」に地域資源保全管理構想に準ずる記載がある場合には、作成が不要となりますので、活動組織の地域が「地域計画」のエリア内であるか、また「地域計画」に地域保全管理構想に準ずる記載がなされているかは、市町村にご確認ください。

2 みどりチェックシートの提出

チェックシート（様式1-11号）は、事業計画の認定申請時に「申請時（します）」の欄にチェックを入れ、「報告時（しました）」にチェックを入れ、実施状況報告書と併せて市町村長に提出する必要があります。

3 令和9年度からの活動継続（再認定手続き）に向けた準備

県内では、令和8年度に約69の組織が活動終期を迎えることになります。令和9年度以降も活動を継続する場合は、次の総会で必ず「次期の活動計画」について話し合い、再認定の手続きを行いましょう。手続きの流れについては別紙2を参照ください。

3 活動組織と外部団体等とのマッチングサイト運用開始について

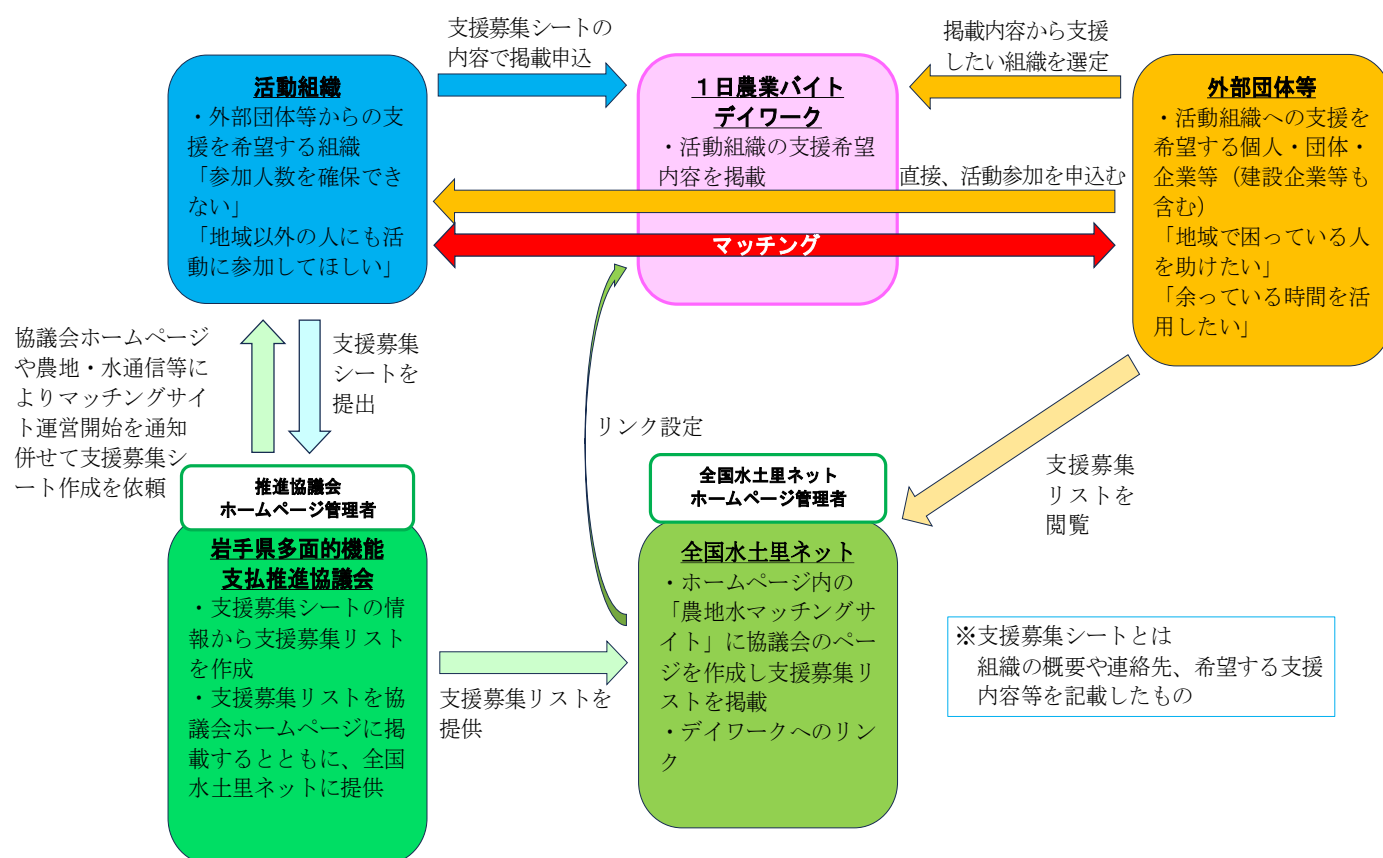
過去の農地・水通信やR7年度のシンポジウムでも話題を提供してまいりましたが、活動組織と外部団体等とのマッチングサイトの運用を6月より開始しますので是非ご活用ください。マッチングの仕組みの概要は次のとおりです。

- ① 支援を希望する活動組織が、組織の概要と支援の内容を記載した募集シート（支援申込書）を作成し協議会に申し込む。またこの募集シートの内容でデイワークに掲載を申し込む。
- ② 協議会は募集シート（申込書）から募集リストを作成し、協議会ホームページに掲載するとともに、全国水土里ネットのサイトホームページへの掲載を依頼する。

- ③ 外部団体等は、協議会ホームページや全国水土里ネットサイトホームページ、デイワークから連携したい組織を選定し直接活動組織に活動への参加を申し込む。

募集シート（支援申込書）は別紙3を参照ください。このシートは協議会ホームページにも載せておりますのでこちらからもダウンロードできます。支援希望の活動組織は、このシートに必要事項を書き込みFAXで協議会宛に申込ください。

活動組織と外部団体等とのマッチングサイトの仕組み（ホームページ掲載型）



マッチングサイト等を利用して外部の人材を受け入れるためには、あらかじめ活動組織内で日当の支払いや保険の加入等について、合意形成を図っておく必要があります。

【合意形成の例】総会に議案として諮る場合

議案〇号 構成員以外の方の共同活動への参加について

多面的機能支払交付金では、人材確保の観点から活動組織がアルバイト求人サイト等を活用し、構成員以外の方に共同活動に参加いただくことが可能となっている。

当該組織においても、構成員以外の方が共同活動に参加する場合を想定し、下記のとおり定めることについて承認を求める。

- 1 構成員以外の者へ支払う日当等
 - (1) 作業日当 1,500 円/時間
 - (2) 旅費 40 円/km

2 保険の加入

構成員以外の方が共同活動に参加する場合の保険加入に係る費用は、〇〇活動組織が負担するものとする。

4 多面的機能支払交付金抽出検査（東北農政局）について

令和8年度も、活動組織を対象とした東北農政局による抽出検査が実施されます。現時点で検査日程や対象組織は未定ですが、あらかじめお知らせします。

令和7年度の検査では、事業計画書、活動記録や金銭出納簿に基づき、領収書や書類の整理状況、活動の内容、各種計画の策定、交付金の使途や残高に加え、研修の実施状況等、工事（直営施工含む）に係る設計書、積算書、出来形管理（現地実測確認）及び写真台帳について検査が実施されました。

東北農政局検査のほか、他県では会計検査院から指摘を受けていますので、今後の事業実施の際には注意願います。

【令和7年度抽出検査に係る主な指導事項】

○会計事務関係

- ・ 印鑑と通帳は別々に保管すること。
- ・ 役員及び事務局については、長期間、同一人物が担当するのではなく、可能な限り交代を検討すること。
- ・ レシートは時間経過により文字が消える場合があるので、コピーして保存すること。
- ・ 日当受領の記録を残す場合、偽造防止のために、印鑑ではなく直筆のサインとすると良い。
- ・ 金銭出納簿の支払い月日は、領収書の日付とすること。
- ・ 現金払いで物品等を購入する際はポイントをつけないこと。

○総会関係

- ・ 総会の欠席者に、委任状を提出させること。
- ・ 総会資料は欠席者にも配布し、議決結果を全員に周知すること。
- ・ 構成員に配布した資料や、活動組織内の合意形成に関わる資料は保管しておくこと。
- ・ 活動参加者への日当や機械リース代の単価は、規約や総会資料に盛り込むなど、毎年度周知を図ること。

○資源向上支払（長寿命化）関係

- ・ 施設の更新等を行った際は、財産管理台帳への記載や施設管理者への譲与を忘れないこと。
- ・ 外部委託する場合は、契約書に金抜設計書、施工位置図を添付すること。
- ・ 工事等の見積は、見積条件を文書化して依頼し、3者以上徴収すること。

【会計検査院指摘事項】

- ・ 対象農地が、駐車場、農業用倉庫、資材置き場等になっているものや、樹木が生えるなど、保全管理が適切に行なわれていないものがあり、本来交付対象とならない農用地に対して交付金が交付されている。
- ・ 盛土されている等、湛水するための畦畔及び灌漑機能を有していないにも関わらず、「田」に係る交付金が交付されている。

5 岩手県多面的機能支払推進協議会からのお知らせ

1 協議会が所有する DVD について

協議会では以下の DVD を所有しております。

多面的機能支払交付金の活動に関係するものの他、安全対策に係るものもありますので活動組織が行う研修にご活用ください。

借入を希望される場合は、メールやFAX等（任意様式）で協議会へお申し込みください（貸出期間は原則2週間です）。

タイトル名			備 考
みんなで草刈り	（ 83 分）	多面的機能支払支援シリーズ	
機能診断と補修	（145 分）	//	
多面的機能の増進	（ 95 分）	//	
景観形成と環境保全	（ 85 分）	//	
地域のつながり強化	（115 分）	//	
刈払機の安全作業	（ 21 分）		
伐木造材作業の基本	～チェーンソーの安全な操作～ （ 33 分）		
枝払い作業の安全	（ 20 分）		
蜂に注意	～蜂刺されに対する対策～ （ 22 分）		
獣害を止める基本	（96 分）	地域で止める獣害対策シリーズ1	
エサとすみかをなくす環境整備	（80 分）	地域で止める獣害対策シリーズ2	
侵入防止柵の張り方と管理	（130 分）	地域で止める獣害対策シリーズ3	
被害を減らすための捕獲	（100 分）	地域で止める獣害対策シリーズ4	
多面的機能支払交付金でできること			
多面的機能支払交付金利用の手続			
多面的機能支払交付金活動組織の広域化のすすめ			

2 新任「農地・水専門員」の紹介

活動組織に対する技術指導や事務手続きの支援を行うため、以下の2名が就任しました。担当エリアは県内全域となりますのでよろしくお願いします。

【農地・水専門員】

（おのでら ただお）

小野寺 忠夫



【農地・水専門員】

（さとう かずしげ）

佐藤 和重



6 適正な執行に向けて

1 交付金を有効に活用しましょう

活動期間満了を迎えた活動組織における持越金の返還など、毎年度、**交付金の返還が発生しています。**

次の活用例を参考に活動内容の見直し等を行い、交付金を有効に活用しましょう。
また、**交付金は公金であることを意識し**、適正に管理・執行しましょう。

【交付金の活用例】

- 農林水産省が公開している優良事例集などを参考に新たな取組を実施
公開先：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/240527.html>
- 「田んぼダム」などの地域防災の取組に活用
- 活動参加者への日当や機械リース代単価の見直し
- 農地維持及び資源向上（共同）の活動を計画通りに実施したうえで、その残額を資源向上（長寿命化）に活用

2 資源向上支払（長寿命化）の必要額を正確に算定しましょう

資源向上支払（長寿命化）についても、交付金の持越金の返還が発生しています。

限られた予算を有効に活用するためには、活動計画書に定めた**施設の長寿命化の活動に要する費用を正確に算定する**必要があります。

次年度の要望量調査の際は、次のとおり必要額を算定し、報告してください。

【資源向上支払（長寿命化）必要額の算定フロー】

活動を実施する前年度の12月頃を目途に、必要額の算定をお願いします。

- ① 次年度の実施内容の検討
次年度に長寿命化の活動を実施する施設（数量）を検討します。
検討に当たっては、活動計画書の年度計画や、機能診断結果等を参考にしてください。
- ② 必要額（工事費用）の算定
①で決定した内容について、見積りの徴収や過去の工事实績により必要額を算定します。
- ③ 要望額の検討
②が、交付上限額（交付単価×取組面積）以内となれば、**その額が要望額**となります。
②が、交付上限額を超える場合は、**交付上限額が要望額**となります。

3 他事業を積極的に活用しましょう

施設の長寿命化の活動を支援する事業を紹介しますので活用を御検討ください。

なお、各事業の詳細については、市町村や県広域振興局の農村整備室・農村整備センターへお問い合わせください。

【活動組織が事業主体となれる事業の例】

- ① 農地耕作条件改善事業（事業費2,000千円以上）

	国	県	市町村	地元
負担割合※ (中山間地域の場合)	50% (55%)	14% (14%)	36% (31%)	

- ② いきいき農村基盤整備事業（事業費2,000千円未満） → **別紙4**を参照ください。

	県	市町村	地元
負担割合※ (中山間地域の場合)	50% (55%)	50% (45%)	

※ ①及び②については、定率補助のほか、定額補助のメニューもあります。

4 交付金を有効に活用するためには、円滑な組織運営が重要です！

活動組織で円滑な組織運営のために守っていただきたい 3 つのポイントを紹介する 「円滑な組織運営のためのポイント（簡易版）」 別紙 5 を同封しますので参考にしてください。

【ポイント】

- ① 構成員の合意形成をしっかりと行いましょう。（総会開催、議事録作成、結果の周知）
- ② 役員が行う事務はお互いに確認し合いましょう。（複数の役員で管理・処理）
- ③ 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認しましょう。



岩手県多面的機能支払推進協議会事務局（岩手県土地改良事業団体連合会内）

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮 2-10-1 担 当：桑田、金平

【TEL 019-631-3207 FAX 019-631-3262】

協議会ホームページ <https://www.iwatochi.com/otamagaeru-jp-vr2/>

〇〇地区地域資源保全管理構想
(〇年〇月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

- (1) 農用地
- (2) 水路、農道、ため池
- (3) その他施設等

○記載のポイント

- ・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載します。
- ・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載します。

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

- (1) 農用地について行う活動
- (2) 水路、農道、ため池について行う活動
- (3) その他施設について行う活動

○記載のポイント

- ・対象とする活動の範囲、内容を記載します。

3. 地域の共同活動の実施体制

- (1) 組織の構成員、意思決定方法
- (2) 構成員の役割分担
 - ① 農用地について行う活動
 - ② 水路、農道、ため池について行う活動
 - ③ その他施設について行う活動

○記載のポイント

- ・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載します。

4. 地域農業の担い手の育成・確保

- (1) 担い手農家の育成・確保
- (2) 農地の利用集積

○記載のポイント

- ・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載します。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

○記載のポイント

- ・作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載します。
- (取り組むべき活動・方策の例)
 - ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
 - ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
 - ・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
 - ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
 - ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。

事業実施期間の終了を迎える活動組織は、令和9年度以降の活動継続に向けて、新たに事業計画の認定が必要になります!!

👉 活動を継続する場合、事業計画をつくる必要はあるの？

注目!!

- 継続して活動に取り組む活動組織にあっては、新規組織と同様に法律に基づく事業計画を作成して新たに市町村の認定を受けてください。

👉 事業計画をつくるのは大変なの？

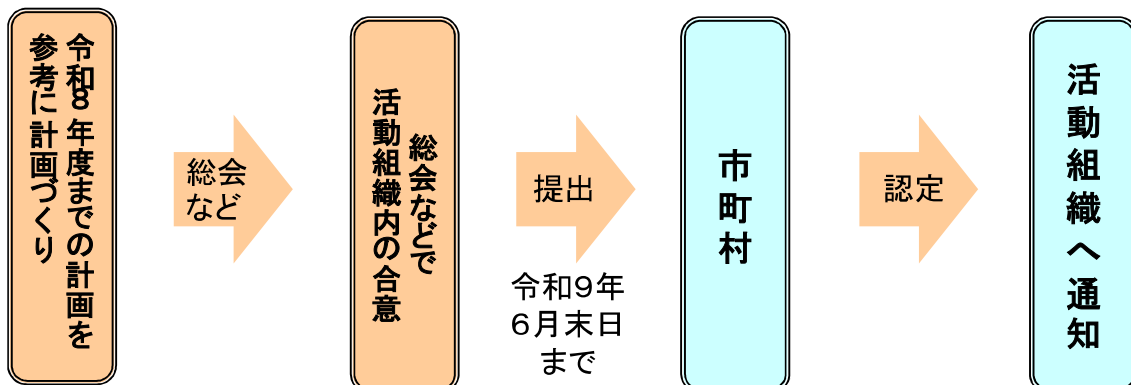
簡単!!

- 次ページの事業計画書の「記入例」を参考に必要事項を記載し、活動組織で合意した新たな活動計画書、規約、参加同意書等を添付すればOKです。
(令和8年度までの活動計画書等を参考に作成してください。)

👉 どんな手続きが必要なの？

早めに
準備を!!

- 簡単な手続きで、事業計画の認定が受けられます。



は個別に記載していただく箇所です。

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

(注) 市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(注) 活動内容を踏まえて記載してください。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）	
○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
○	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
2号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

(注) 活動内容に合わせて記載してください。

② 実施区域

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（以下「活動計画書」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

2) 活動の内容

イ イの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「（1）農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「（2）資源向上支払（共同）」及び「（3）資源向上支払（長寿命化）」に記載のとおり。

(注) 活動内容に合わせて記載してください。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

「活動組織規約」の「（別紙）構成員一覧」のとおり。

<施行注意>

記入内容が様式第1－3号と重複する場合は、「2（1）②実施区域」、「2（2）活動の内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「4 農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

(注) これは多面的機能支払のみに取り組む場合の記載例です。
中山間地域等直接支払など、他の事業にも一緒に取り組む場合は、必要事項を書き加えます。

岩手県多面的機能支払推進協議会事務局（岩手県土地改良事業団体連合会内）

担当：桑田、金平 行

F A X : 019-631-3262**支援募集シート****外部団体等とのマッチング支援申込書（活動組織用）****1 支援を希望する活動組織の概要**

活動組織名	
住所・アクセス	〒 (記載例) ○○駅から車で○分 等
活動組織や地域の紹介	
活動組織のホームページ アドレス（持っている場合）	
代表者の役職・氏名	
担当者の役職・氏名	
代表電話番号	
連絡方法	電 話： () 時頃 F A X : メー ル：

2 希望する支援の内容

作業内容、作業時間、募集期間 作業内容ごとに記載	（記載例）草刈り 8:30～17:00 2026 年〇月、農道補修 8:30～17:00 2026 年〇月、書類作成 8:30～17:00 2026 年〇月～2026 年〇月 等
就業場所	（記載例）岩手県〇〇町 等
交通手段、場所 作業内容ごとに記載	（記載例）〇〇地区公民館駐車場に自家用車で集合 等
報酬 いずれかを○で囲む（有りの場合は金額記入）	有（時給 円） / 無
支払方法、支払日	（記載例）月曜日から土曜日分を翌週月曜日（休日の場合は火曜日）に指定口座へ振り込み 等
諸手当	（記載例）交通費支給無し 等
休憩時間	（記載例）昼 60 分、ほか午前・午後に小休憩有り 等
残業	（記載例）無し 等
作業場所のトイレの有無 いずれかを○で囲む 無しの場合に対応を記載	有 / 無 （記載例）〇〇地区公民館のトイレを借用可能 等

いきいき農村基盤整備事業のご紹介

突然ですが!



水田や畑についてお困りごとはないですか?

例えばこんなこと..

田んぼが小さくて作業しにくいから
もう少し広くしたいなあ..

田がぬかるんで機械で
作業が出来ない!
水はけをよくしたいなあ



石も多い..
耕作放棄地を何とかしたい..



土水路の泥上げが大変!
もっと管理しやすくなりたいかな

ドローンで肥料を散布できれば
省力化できていいなあ..



人力での草刈りが大変。
自動草刈り機を使ってみたいな



スマート農業って気になるなあ..

農地を使いやすくしたい! それにスマート
農業に興味はあるけど、どうしたら..

お任せください!



県では、農作業の効率化・省力化に向けた農
地の改良やスマート農業導入への助成を行って
おります。

- 1地区の事業費が200万円未満かつ耕作者2名以上
- 事業主体:市町村、土地改良区、農業法人、多面的活動組織等
- 事業申請の当年もしくは翌年着工を基本としているもの

★助成対象工種★(定額・定率区分有)

例えば、区画拡大・暗渠排水・石礫除去・湧水処理・農業用排水施設更新
スマート農業導入支援など多様な工種が対象となっています!



取組事例は裏面へ⇒

いきいき農村基盤整備事業の事業実施事例



【区画拡大】 形が悪く、区画が小さな3枚のほ場を1枚に区画拡大し作業効率が大幅アップ！



【暗渠排水】 機械作業が困難な湿田に暗渠排水を整備し、農業機械の走行が楽になり、収量改善に！

新たに登場！ ～スマート農業導入支援～

農業者の減少や高齢化で深刻化している労働力不足に対応するため、農作業の自動化や省力化が可能なスマート農業導入を支援するメニューを追加しました。

例えばこんなことが
出来る！



遠隔操作可能な自動給水栓の設置。

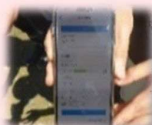


自動草刈り機の導入



トラクタの位置補正
無人で走行！
(GNSS基地局)

トラクター自動操舵システムの導入



水位センサー
の設置で毎日の
水管理が楽に！



出展：ヤンマーHPカタログ
農業用ドローンの導入（農薬散布）



詳細な工種や要件など
こちらをご覧ください！

（県HP）いきいき農村基盤整備事業 要綱・要領

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/youkou/1008790/1082141.html>

【お問い合わせ】

お近くの岩手県 広域振興局 農村整備室・農村整備センターまで
※市町村・土地改良区、農業普及センターや農政部を経由しても構いません。





高めよう 地域協働の力！ 多面的機能支払交付金

簡易版

円滑な組織運営のためのポイント



～みんなの合意形成が大事です～



この資料では、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを紹介します。

ポイント

1 構成員の合意形成をしっかり行いましょう

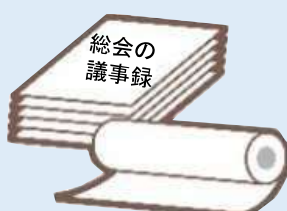


○多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会等で議決し、その内容は、活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

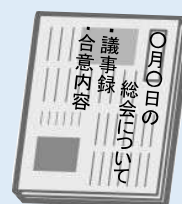
1. 活動内容について毎年度話し合う



2. 話し合いの記録を作る



3. 決まった内容は書面で全員にお知らせ



○複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

もし合意形成が不十分だったら...

不透明な運営



トラブル発生

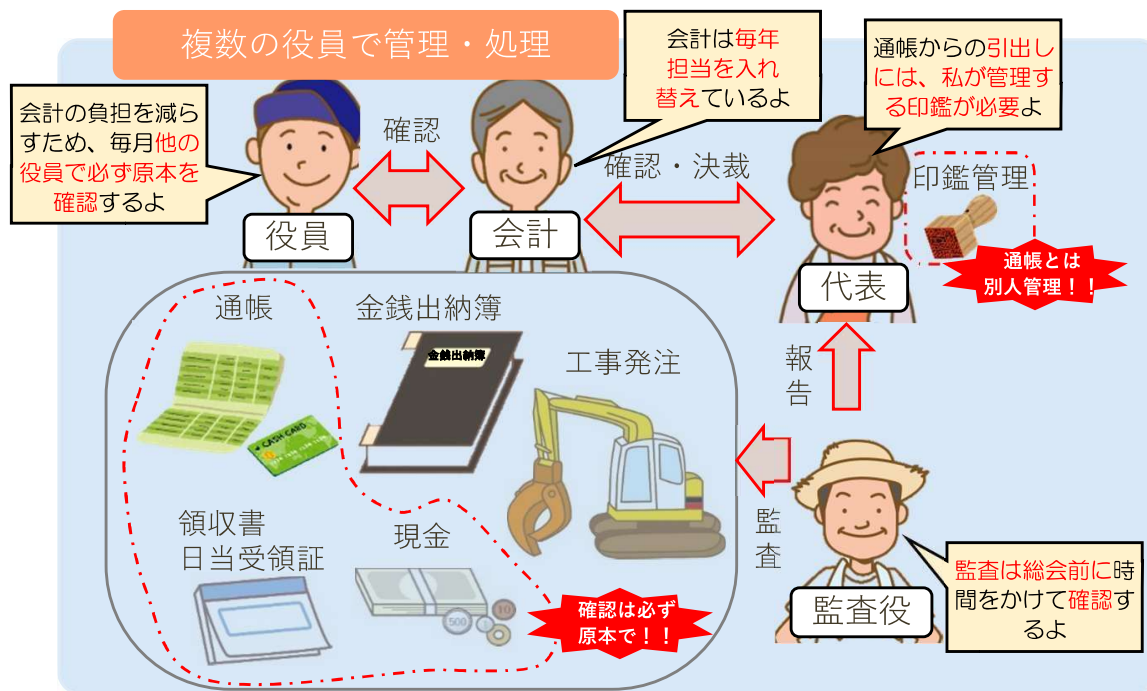
不正や揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の返還に
なるケースも...

役員が行う事務はお互いに確認し合いましょう



- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などは、複数の役員でその内容を確認しましょう。
- 工事発注を行う組織は業者の選定方法等を内規に定め、それを守って対応しましょう。
- 毎年度の決算では、監査役による監査を確実に行いましょう。



適切な管理を行わないと・・・

トラブル発生

- ・帳簿や証拠書類の未処理、紛失
- ・交付金の私的な流用
- ・業者からの金品の受領

最悪の場合
交付金の返還、
刑事罰を受ける
ケースも・・・

日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認しましょう



- 日当の取扱いは、活動組織等の構成員間で十分な合意形成を図りましょう。
- 草刈りや泥上げ、補修作業などの労力提供の対価として日当を支払う場合は、活動に参加した本人に支払い、受領を確認しましょう。

日当は
参加者
本人に
支払い
ます



日当の
受領は
本人に
確認
します

参加者ごとの活動日、活動内容、時間等と支払額を一覧表にし、参加者本人からサイン（受領印でも可）と受領日を記入してもらい、管理しましょう。

氏名	日付	内容	時間	支払額	本人の印 かサイン	受領日
0000	R5.11.1	農道の砂利入れ	2:00	1,700	印	12/1

合意形成や本人への支払いが不十分だったら・・・

・不透明な日当の扱い



トラブル発生

- ・日当の目的外使用
- ・揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の返還に
なるケースも・・・



高めよう 地域協働の力！

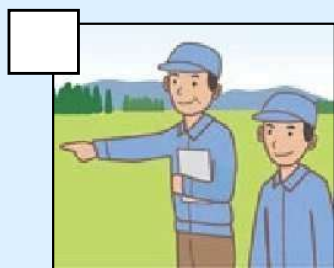
令和7年7月

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

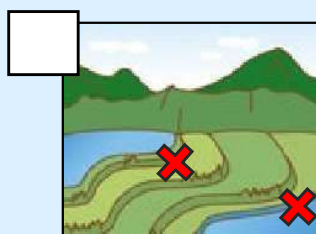
共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト

事前チェック



活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。



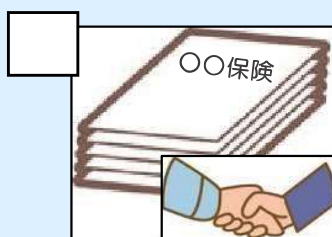
危険な箇所については、
テープ等で印を付けたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練
度等を考慮して作業計画(分
担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作
方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入り
ましたか。

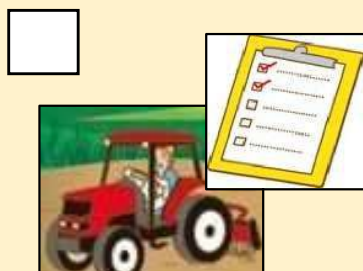


緊急連絡表は作成しまし
たか。

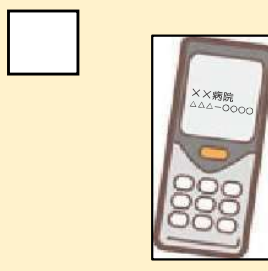
当日チェック



参加者に危険な箇所の説明
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯
はしましたか。

草刈作業中の留意点

1. 防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用しましょう。

2. 障害物の除去等

- ・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。
- ・蜂刺されを防ぐために、適切な服装や殺虫スプレーを携行し、蜂に刺された場合の対処方法を事前に確認しましょう。
- ・刈刃に石や木片があたって飛び散り窓ガラスが割れる恐れがあるので、自動車は作業場所から離れた場所に停車させましょう。

3. 草刈機の点検・整備

- ・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
- ・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。

4. 草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3 m以上離れましょう。
- ・刈刃に詰まった草や異物を取り除く等作業を中断する際や移動する際にはエンジンを切り、刃の回転が止まったことを確認してからにしましょう。
- ・障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）には十分注意しましょう。
- ・安全な使用方法の修得には、「機械の安全使用に関する研修」の取組も活用してください。
- ・作業場所は事前に確認し、不安定な場所や転倒の恐れのある急斜面などでは無理な作業をしないようにしましょう。

5. 作業間隔の確保

- ・複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

6. 休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
- ・熱中症対策のため、水分補給をこまめに行いましょう。また、必要に応じて検温を行いましょう。

7. 草刈業者への合図

- ・草刈機は騒音が大きいので、作業中に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



<作業中の服装チェック>



- ☐ ヘルメットは被りましたか？
- ☐ 長袖、長ズボンは着用しましたか？
- ☐ 手袋、長靴等は着用しましたか？
- ☐ 防護メガネは着用しましたか？

活動前日までに、現地の下見、打合せ、 緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行いましょう。**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、蜂の巣などの危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 作業前には事前に体調チェックを行いましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - ・ 最寄りの医療機関（複数）
 - ・ ご家族の連絡先
 - ・ 保険会社
 - ・ 市町村



活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。
近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

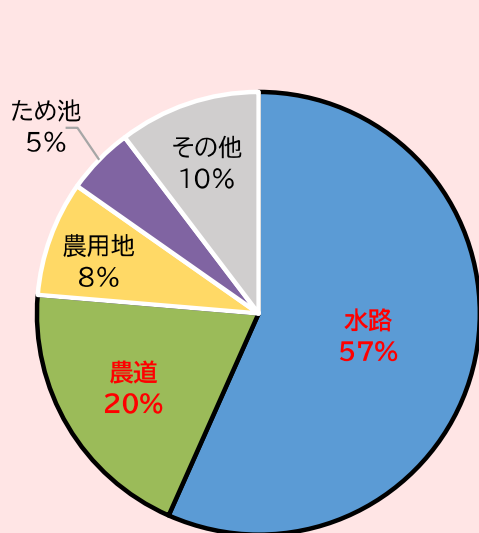
- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましょう。
- **声かけ**をしましょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようにしましょう。
- **熱中症**には十分注意しましょう。
 - ・ 日陰を確保し、こまめに水分補給や休憩をとりましょう。
 - ・ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどを使って体を冷やしましょう。
 - ・ テントや扇風機などの暑さ対策グッズも活用しましょう。
 - ・ 手足のしびれやめまい、吐き気など、万が一熱中症が疑われる症状がみられた場合はすぐに作業を中断し、涼しい場所へ避難しましょう。
 - ・ 意識がない場合や症状が良ならない場合は、すぐに病院で手当てを受けましょう。



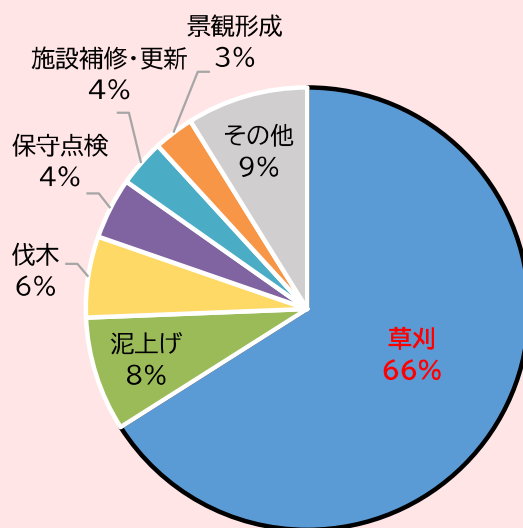
- 万が一事故が起きた場合は**市町村に速やかに報告**しましょう。

■ 事故の傾向（令和6年度の発生状況）

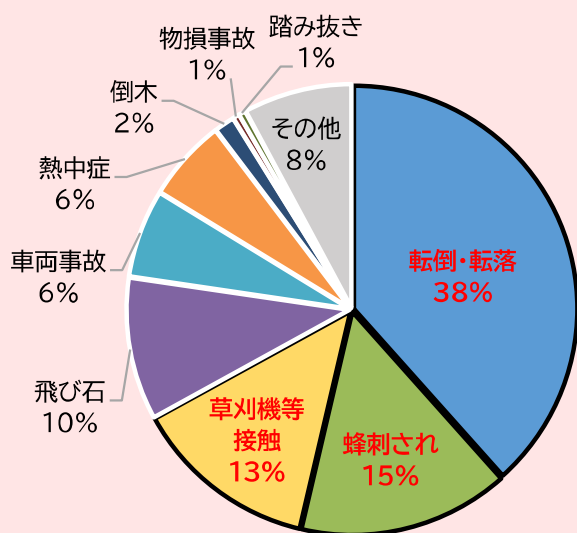
- ・ 交付金における共同活動においては、令和6年度（令和6年4月から令和7年3月末まで）に**203件**の事故が報告されています。
- ・ 事故の発生場所としては、**水路**（57%）が最も多く、**農道**（20%）が次いで多くっており、この2つの場所で全体の約8割を占めています。
- ・ 事故が発生した活動としては、**草刈**（66%）が極めて多く、約7割を占めております。
- ・ 事故原因としては、**転倒・転落**（38%）が最も多く、**蜂刺され**（15%）、**草刈機等接触**（13%）の順に多くっており、この3つの原因で全体の約3分の2を占めています。
- ・ 事故による怪我等の状況としては、**骨折**（32%）が最も多く、**創傷**（18%）、**蜂刺され**（15%）、**物損**（14%）の順に多くなっている。



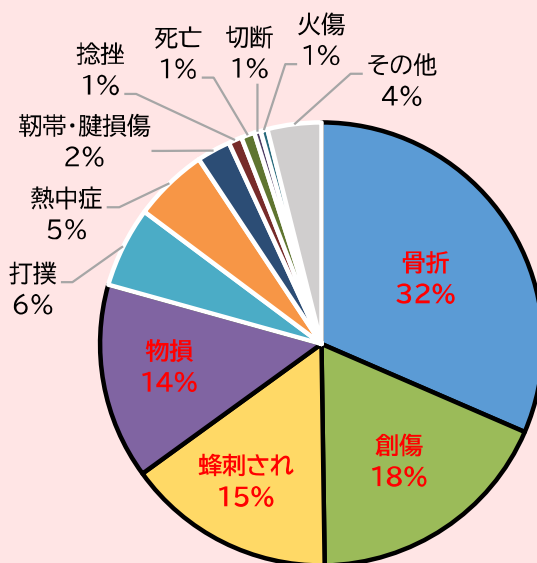
【事故の発生場所の内訳】



【事故発生時の活動の内訳】



【事故原因の内訳】



【事故による怪我等の状況の内訳】

■ 事故の例



(水路の草刈り)

- ・活動項目：水路の草刈り
- ・作業内容：水路周りの草刈り作業
- ・事故概要：10人で水路の草刈作業中、傾斜のある法面の草刈り作業者が足を滑らせ、約2mの高さから側溝に誤って転落した。
- ・被災状況：骨折（左足）
- ・発生原因：作業場所の安全確認不足や周囲の声かけ不足。



(草刈機などの点検)

- ・活動項目：農道・水路の草刈り
- ・作業内容：農道・水路の草刈り作業
- ・事故概要：自走式ロータリーモアを準備中、ブレードが回転しないため、エンジンをかけたまま、点検しようとしたところ、急にブレードが回転した。
- ・被災状況：指の屈筋腱損傷
- ・発生原因：エンジンを切らないまま、点検を行った。



(ため池堤体の急傾斜)

- ・活動項目：ため池の草刈り
- ・作業内容：ため池の草刈り作業
- ・事故概要：複数名でため池の草刈作業中、1人が誤ってため池に転落。その後、救助を試みたもう1人も誤ってため池に転落。
- ・被災状況：両名とも死亡
- ・発生原因：安全な作業方法の周知、危険箇所の確認及び周囲の声かけが不足していた可能性。



(堤体の草刈り)

- ・活動項目：ため池の草刈り
- ・作業内容：堤体の草刈り作業
- ・事故概要：トラクターで堤体天端の草刈作業中、操作を誤ってトラクターごと堤体下に転落。転落する中で車内から投げ出された。
- ・被災状況：死亡
- ・発生原因：作業場所の安全確認、シートベルトの着用など適切な安全対策を怠った可能性。

農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

◎お問い合わせは、各都道府県推進組織又は地方農政局農村振興部農地整備課へお願いいたします。

※本交付金は農林水産省の補助事業です。

農作業中の熱中症を 予防しましょう!!

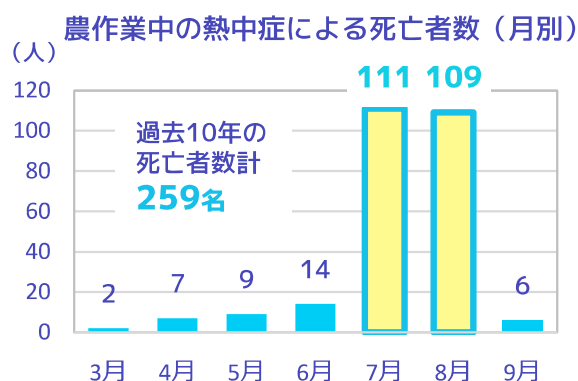
農業者の
みなさまへ

夏に向けて、農作業中に熱中症になる人が増えてきます。

熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です!!

* 農作業中の熱中症 *

- 毎年、約**30名**の方が農作業中の熱中症により**死亡**
- 死亡事故の約**85%**が**7～8月**に発生している一方で3～6月にも発生



* 予防のポイント *

暑さを避ける

高温時の作業は極力避け、日陰や風通しのよい場所で作業



こまめな休憩と水分補給

喉の渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給



単独作業は避ける

複数名で作業を行う、時間を決めて連絡をとり合う



熱中症対策アイテムの活用

帽子や吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や送風機の活用



そのほか、日々の体調管理など熱中症に負けない体づくりをしておきましょう!

農林水産省



もっと
知りたい!!

熱中症対策

* 熱中症対策アイテム *

身体を冷やす

暑い時間帯の作業等が避けられないときに活躍



ファン付きウェア、
ネッククーラー

1人作業の備え

やむを得ず1人作業をする際
のリスクを回避したいときに
活躍



ウェアラブル端末、
応急セット

環境改善

作業場を涼しくしたり、休憩
の質を高めたいときに活躍



ミストファン

* 熱中症警戒アラートと MAFFアプリの連携 *

熱中症警戒アラートとは？
熱中症の危険性が極めて高くなると予測
された際に発表される注意喚起情報

STEP 1

MAFFアプリの入手



Android



iOS

STEP 2

地域の設定



マイページ
> プロフィール設定

STEP 3

PUSH通知ON



スマートフォン側の
通知設定も確認

STEP 4

通知が届く



登録した都道府県に
アラートが発生され
ると通知が届く

* 熱中症が疑われる場合には *

01 作業を中断



(代表的な症状)

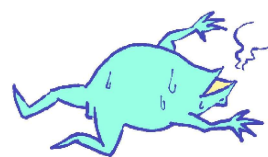
- ・ 汗をかかない、体が熱い
- ・ めまい、吐き気、頭痛
- ・ 倦怠感、判断力低下

02 応急処置



- ・ 涼しい環境へ避難
- ・ 衣服をゆるめ体を冷やす
- ・ 水分・塩分を補給

03 病院へ



応急処置をしても症状が改善
しない場合は医療機関で診療
を受けましょう!!